

各施設管理者各位

郡山市保健所保健・感染症課長  
郡山市障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

感染拡大時の高齢者・障がい者施設（入所・通所・訪問）におけるコロナ陽性者  
（疑い含む）発生時の対応について（通知）

日頃より、本市衛生行政及び福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件について、下記のとおり変更をいたしますので、施設内周知をお願いします。

記

1 施設・事業所から市への「陽性者発生」の連絡について

(1) 入所施設

今までどおり、職員、利用者の陽性者が1名以上発生した場合は、速やかにご報告をお願いします。

(2) 通所・訪問事業所

●職員、利用者の陽性者が発生した場合は、別添資料「感染拡大時の施設対応の詳細および留意点」を参考に、自主的な感染拡大防止対策をお願いします。

※通所系・訪問系事業所については、陽性者が4人以下の場合は、原則保健所（担当課）による調査や濃厚接触者の特定は行いません。

濃厚接触者に該当する方がいる場合は、御本人及び関係者（相談支援専門員・他施設等）へ連絡し、症状等発生した場合には、速やかに受診・検査等していただくよう伝えてください。

●職員、利用者合わせて5名以上の陽性者が発生した場合は、障がい福祉課へ報告してください。

※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（令和4年3月16日令和4年7月22日一部改正事務連絡）及び福島県保健福祉部長（令和4年7月29日付通知）参照

2 変更年月日 令和4年8月20日（土）

3 連絡先について

平日（8：30～17：15） ⇒ 障がい福祉課 Tel924-2381

土日祝日（9：30～17：15） ⇒ 福祉施設対応（保健所内）Tel070-1447-4487

※夜間に陽性者が判明した場合には、翌日速やかにご報告ください。

※これまで夜間及び休日の連絡先であった本庁宿直室 924-2109 は、上記連絡先に変更になりました。

事務担当：障がい福祉課  
電話：924-2381

# 感染拡大時の高齢者・障がい者施設におけるコロナ陽性者（疑い含む）発生時の対応について

令和4年8月18日 郡山市

## 施設で陽性者が発生

陽性者発生を  
関係機関に連絡する

施設の本社窓口、相談支援専門員などの関係機関に連絡し情報の共有、対応を確認する。入所系施設については、陽性者が1名以上発生した場合には担当課へ連絡する。通所系・訪問系事業所については、陽性者が5名以上発生した場合に担当課まで連絡する。※陽性者が5名未満であっても感染対策の相談がある場合などは、担当課へご連絡ください。

陽性者を隔離する

他の入所者（利用者）と接触しないように**個室隔離**する。個室隔離が難しいときは同室者とカーテンやパーティションで隔離する。

➡ **①陽性者の対応**

他の入所者（利用者）のフロア・部屋移動はせず一旦固定する

陽性者と同室の人は「**濃厚接触者**」になる。濃厚接触者は他者との接触を避けるため、共有フロアの使用は控え居室に隔離する。

➡ **②疫学調査について**

入所者（利用者）と全職員の体調を確認。

症状のある人は利用または勤務を止めて受診する。症状の理由がはっきりするまでは他者との接触を減らす。職員は出勤を控える。

### 症状の目安

- ・発熱（37.5℃以上または平熱より1℃以上高い）
- ・頭痛 のどの違和感 痰がらみ 咳 息苦しさ
- ・酸素モニターの数値の低下
- ・鼻水 だるさ 味覚嗅覚の変化
- ・嘔気 嘔吐

症状のある者は受診・検査

症状のある利用者、職員に検査受診を勧める。受診先は施設医や提携医療機関と相談する。またはかかりつけ医に相談する。  
※入所施設については、スクリーング PCR検査の検討をします。

施設の消毒

陽性者が使用した場所、共有したものを**アルコール**または**次亜塩素酸ナトリウム消毒液**でふき取り消毒する。

**施設の感染対策を早急を確認する。**

## 感染拡大時の施設対応の詳細および留意点

### ①陽性者の対応

陽性者に関わる職員は**最小限の人数で・感染防護具**をつける。  
陽性者と関わった職員と他の職員との関わりを極力避ける。

- **65歳以上の陽性者及び65歳未満の重症化リスクのある陽性者**の療養先は、保健所からの聞き取りで決まります。症状が安定している場合は、自宅療養（施設内療養）となります。
- **呼吸状態、意識状態が悪くなったら救急要請 119番 してください。** コロナ陽性者であること、酸素モニターの値などの症状を救急要請時に詳しく伝えてください  
目安：SPO<sub>2</sub> 90%以下

#### 感染防護具を使用の際の留意点

- ・ 陽性者の部屋（汚染エリア）に入るときに使用する
- ・ 着脱場所を確保する
- ・ 使用後の感染防護具をつけたままで清潔エリアに絶対に入らない
- ・ 使用済みの感染防護具は感染性廃棄物として処理する

### ②疫学調査・各施設における感染拡大防止対策について

- **通所系・訪問系事業所の保健所（担当課）による調査や濃厚接触者の特定は行いません。以下を参照し、自主的な感染拡大防止対策をお願いします。**
- 入所系施設は「**高齢者・障がい者施設（入所施設）における新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査について**」をご覧ください。

#### 濃厚接触者の特定

陽性者の発症日（無症状者は検査日）の2日前から感染性があると考えます。この期間に以下に該当する人は**濃厚接触者**になります。

陽性者との接触状況を施設において確認してください。

- ・ 同室者
- ・ 換気の不十分な空間で1時間以上過ごしている
- ・ 一方もしくは双方がマスクなしで15分以上の会話（マスクの着用が不十分な場合を含む）
- ・ 1m以内の食事（有効なパーティションなし）
- ・ **必要な感染防護具を使用せず**に排泄ケア、食事ケア、その他リハビリなど接触を伴うケアを行う（手引き・支えによる移動介助や、利用者と介助者がケアの前後の手指消毒が不十分な場合を含む）

#### 濃厚接触者への対応

陽性者との**最終接触日の翌日から原則5日間※1**は待機期間です。

※1 ただし、**7日間**が経過するまでは、ハイリスク者が多く入所する高齢者・障がい児者施設への不要不急の訪問を避けてください。

- **濃厚接触者が特定されたら、施設から濃厚接触者へ以下のことを案内してください。**

- 濃厚接触者に該当したこと
- 陽性者と最終接触日の翌日から5日間※1は自宅で健康観察をすること
- 健康観察期間は不要不急の外出を控えること
- 症状が現れたら受診すること※2

※2 濃厚接触者の定義に当たらない人でも感染が確認されるケースがあります。陽性者と同じ日に施設を利用・出勤し症状のある人は受診してください。

- **通所サービスの利用は健康観察期間が終了し症状がないことが確認できるまで控えてください。訪問サービスの利用は事業所とご相談ください。**

# 高齢者・障がい者施設（入所施設）における新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査について

郡山市では感染源を推定するとともにさらなる感染拡大を防ぐため以下の流れで積極的疫学調査を実施します。本調査の趣旨・重要性をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。

## ①濃厚接触者の特定

■陽性が確認された職員または利用者について、当該施設での接触状況を確認し、濃厚接触者に当たる方がいるかどうか確認します。

- ・ 同室者
- ・ 換気の不十分な空間で1時間以上過ごしている
- ・ 一方もしくは双方がマスクなしで15分以上の会話（マスクの着用が不十分な場合を含む）
- ・ 1m以内の食事（有効なパーテーションなし）
- ・ 必要な感染防護具を使用せずに排泄ケア、食事ケア、その他リハビリなど接触を伴うケアを行う（手引き・支えによる移動介助や、利用者と介助者がケアの前後の手指消毒が不十分な場合を含む）

## ②濃厚接触者の特定時の対応

- 症状の有無にかかわらず他者との接触を避けできるだけ居室で過ごし個別対応してください。
- ケアで排泄物や体液に触れる可能性のある時は感染防護具をご使用ください。
- 健康観察期間は、施設において濃厚接触者の健康観察を行ってください。
- 新たな陽性者が判明した場合は速やかに担当課までご連絡ください。

## ③必要に応じて提出いただくもの

- 職員と利用者のリスト：氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・職種  
※入所系施設は事前の準備をお願いします。

## ④その他の対応

- 濃厚接触者が特定されるまでは原則集団活動を速やかに休止してください。

### 【陽性者の報告】

平日（8：30～17：15） 担当課

- ・ 介護保険課 電話：024-924-3021
- ・ 健康長寿課 電話：024-924-2401
- ・ 障がい福祉課 電話：024-924-2381
- ・ 生活支援課 電話：024-924-2611

土日祝日（9：30～17：15）

- ・ 福祉施設対応班（保健所内） 電話：070-1447-4487

【名簿の提出先】E-mail：kaigo-covid19@city.koriyama.lg.jp

## ■施設での療養での留意事項■

R4.8.19

### 1. 療養期間について

自室から出て他の利用者との接触することのないように、療養をお願いします。療養期間は発症日の翌日から10日間（無症状者は7日間）で、10日目に症状が軽快していれば翌11日目から普段通りの生活に戻れます。解除にあたっては10日目に確認の電話をさせていただきます。症状が継続している場合は療養期間延長の可能性もあります。

### 2. 療養中の健康観察（健康観察報告書への記載）

①施設での療養中は、1日2回（朝9時と夕方16時頃）、体温を測定してください。\*重点対象者…\*65歳以上・妊婦・重症化リスクありの方)

②健康観察の結果を健康観察報告票（様式1）に毎日記入のうえ、郡山市保健所コロナ本部4階宛てにFAXにてご報告ください。FAX024/924-2169  
（報告時間：毎日午前11時迄）

健康観察報告票はできるだけ施設の皆さんが短時間でチェックしやすい形式にしてあります。

#### 【健康観察報告票に記載する内容】

昨夜と朝の健康状態から、下記の内容を記載してください。

- ・発熱：37.5度未満の場合 ⇒ ○
- 37.5度以上の場合 ⇒ 度数を記入（例：38.4度）
- ・血中酸素飽和度（SPO2）：94%以上の場合 ⇒ ○
- ・療養解除予定日：陽性者毎に、初回報告時のみ記載
- ・状況 ⇒ 気になるような症状